

今後の取組に向けた意見交換テーマ

1. 条例の周知促進策
2. 子どもの権利擁護
3. 子ども・若者のまちづくり参画・活躍
4. 子ども・若者を含む推進体制
5. その他

1. 条例の周知促進策

- 子ども向け
- 大人向け
- 関係団体・関係機関向け

【事例：小学6年生向け副読本（西東京市）】

小学6年生向け副読本「みんなで学ぼう 西東京市子ども条例」は、東京経済大学現代法学部のゼミの学生が作成に携わった。制作に当たっては、教育委員会や子ども相談係、制作支援事業者がゼミに参加し、学生に副読本の位置づけや狙い、学習指導要領との関係等を説明。学生は子ども条例の中から条文を選び、副読本に載せる項目について話し合い、内容や順番について検討。

2. 子どもの権利擁護

- 子ども本人が自分の権利について相談できる場所
- 子どもに寄り添った相談支援

【事例：東京都子供の権利擁護専門相談事業（東京都）】

(1) 電話相談「東京子供ネット」

「子どもの権利擁護電話相談員」が相談内容に応じたアドバイスや「子どもの権利擁護専門員」の面接予約を行う。都内から無料で電話をかけられる。平日は午前9時から午後9時まで、土・日・祝日は午前9時から午後5時まで。

(2) 「子どもの権利擁護専門員」による相談

「東京子供ネット」に寄せられた電話相談のうち、解決が難しいと思われる場合は、専門員による対応を実施。3名の専門員は、中立的な第三者としての立場で、子供の権利侵害事例の調査・調整を行う。専門員は、面接相談を実施し、子供の意思を確認した後、関係機関の訪問、事実調査、関係機関への必要な助言や調整活動を行う。

【事例：子どもの人権オンブズパーソン（川西市）】

個々の子どものSOSを受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、市の条例により創設された公的第三者機関（市長の附属機関）。相談・調整活動、調査活動のほか、子どもの救済から見えてきた課題について市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行う。

<人員体制>

- ・ オンブズパーソン…法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱。
- ・ 相談員…相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告。相談の継続や調査活動等。
- ・ 専門員…オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、心理、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動。

<相談方法>

- ①電話 ②直接相談 ③手紙 ④ファクシミリ
…①②は平日（月曜～金曜）の午前10時～午後6時

3. 子ども・若者のまちづくり参画・活躍

- 子ども・若者がまちづくりについて意見を表明する機会
- 子ども・若者の意見を生かしたまちづくり
- 子ども・若者の活躍の場づくり

【事例：川崎市子ども会議（川崎市）】

川崎市をよりよい町にするために、年間テーマを決めて話し合い、活動。毎年3月に1年間の活動をまとめ、市長報告会にて活動内容を発表・提言。

- 対象 市内在住・在学の小学校4年生～高校3年生
- 活動 月2回
- 助成 交通費支給、午前・午後で会議が続く場合は昼食代補助

【事例：若者議会（新城市）】

若者が活躍できるまちにするため、若者を取り巻くさまざまな問題を考え、話し合うとともに、若者の力を活かすまちづくり政策を検討。予算提案権を持ち、予算の使い道を若者自らが考え政策立案し、それを市長に答申し、市議会の承認を得て、市の事業として実施。

- 対象 市内在住、在学、在勤の概ね16～29歳（定員20名）
- 任期 1年
- 報酬 1回につき3,000円、交通費別途支給

【事例：こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場（立川市）】

子どもたちが、「あったらいいな こんなもの できたらいいな こんなこと」をテーマに、やりたいイベント、ほしいものなどを市議会議場で提案するイベント。提案には、みんなのためになること、提案したら自分たちで本当に実現すること、などの条件がある。提案を発表し、審査に通ると、提案内容の実現に必要なお金を「ウドラ夢たち基金」（立川の子どもたちが夢をかたちにする取り組みを資金面で応援する市民団体）から出してもらうことができる。

- 対象 市内の小学4年生から18歳までの子どもたち

【事例：こうちこどもファンド（高知市）】

子どもがまちづくりの提案を作成し、子どもが審査する事業。審査員は小学生3人、中学生3人、高校生3人の合計9人。活動助成金の上限は20万円。提案にあたってはサポート役の大人がいる必要があり、金銭管理はサポート役の大人が行う。高知市の積立金と市民・企業からの寄付金による基金「こうちこどもファンド」から拠出。

4. 子ども・若者を含む推進体制

- 子ども・若者による子ども・若者計画の策定・評価
- 関係団体の連携推進

【事例：夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議の子どもの委員（立川市）】

市の子どもと子育てに関する総合計画「夢育て・たちかわ子ども21プラン」の進捗状況の検証など、子どもの委員と大人の委員が一緒に考える会議。

- 対象 市内在住の中学1年生～高校生世代
- 活動 2か月に1回程度（平日夜間）
- 任期 2年間
- 人数 5人

※そのほか、大人の委員は、公募3人、

有識者・保護者・学校長・子ども関連団体など17人の計20人

- 報酬 1回につき2,000円

【事例：市民参加型事業評価への高校生参画（町田市）】

評価対象事業について、市民と有識者で構成する評価人チームが、事業所管課の担当者との議論を通じて、事業の問題や課題等を洗い出し、現状を評価する取組み。事業評価の評価対象事業決定に向けて、高校生同士が話し合い、評価対象事業のテーマを選ぶ「事業評価キックオフミーティング」を開催。決定したすべての評価対象事業について、高校生が、評価人として評価対象事業の評価に参加。